

参議院文教委員會會議錄第六号

昭和三十一年三月一日(木曜日)午後三時十五分開会

委員の異動

二月二十九日委員岡三郎君辭任につき、その補欠として安部キミ子君を議長において指名した。

本日委員中川幸平君、木村守江君、矢嶋三義君及び安部キミ子君辭任につき、その補欠として石坂豊一君、滝井治三郎君、久保等君及び永岡光治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 飯島連次郎君
理事

委員

石坂 豊一君
劔木 亨弘君

國務大臣

清瀬
一郎君

政府委員

日本学術会議事務局長	本田 弘人君
文部省大学学術局長	稲田 清助君
文部省社会教育局長	内藤譽三郎君

事務局側

常任委員
會專門員
工桑 英司君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○日本学術会議法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（飯島連次郎君）　これより文教委員会を開会いたします。

久保等君、永岡光治君が選任せられました。

○委員長(飯島連次郎君) 前回の委員会において参考人の人選が委員長及び理事に一任されましたので協議の上次のように決定いたしました。

僻地教育関係参考人、僻地教育振興促進期成会副会長砂子由次郎君、日本教職員組合中央執行委員長谷秀一君、岐阜県大野郡丹生川村国見中学校教諭住島君、全国へき地教育研究連盟副委員長小沢清信君、以上であります。

事協会長勝村満君、労働科学研究所所
長桐原葆見君、栃木県宇都宮栃木県定
時制教育振興会事務局長斎藤一郎君、以
上の諸君であります。

○委員長(飯島達次郎君) 次に、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。御質疑もなければ討論採決は次に譲りまして、続いて日本学士院法案及び日本学術会議法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

○湯山勇君 学士院法についてお尋ねしたいのですが、この第七条に国際学
士院連合への加入の規定、これがござ
います。この規定と相入るに理由がござ

います。この規定を拡大した理由はとういふところにあるのでしようか。

○政府委員(稲田清助君) 御承知のよう、日本学士院は一九一九年から今日の国際学士院連合の加加盟国として

たわけであります。また一面これは別途御審議いただいておりまする日本学術会議法改正法案におきましては、新たに日本学術会議が国際会議に加入するという趣旨の条文が挿入せられてお

この学士院連合に限つてはこれは日本
学士院のほうが入するものである、
その他の国際会議につきましてはこれ
は日本学術会議のほうが関与をするの
だということを明らかにする必要がご
ざいますので、ここにこの条文をおい
た次第でございます。

のは、国際学士院連合というものの性格ですけれども、これはどういう性格をもったものでしょうか。

○政府委員(稲田清助君) 国際学士院連合は、第一次世界大戦後に一九一九年に各国の学士院的な学者団体を中心として連合体が組織せられたわけでございます。現在加入国は二十三カ国、

か。たとえば条約とかで各国とも承認しておるとか、あるいはこれのまゝ何といいますが、主体はどことか、そういうものについてはどういふことになつておりますでしょうか。

○政府委員(稲田清助君) 各国は別に加入に際しまして条約を締結はいたしておりません。先ほども申し上げましたように、長い歴史の経過におきまして各国が加入してこれを維持しておる、国際学士院連合のそれ自身の定款によりますれば、法規は事務所在地のベルギーの法規を適用するという趣

○湯山勇君　なおよくわからないのですが、それじゃベルギーの国で持つておるものですか。あるいは国際機関と

して何らか別な方法で維持されておるものでしょうか。

○政府委員（稲田清助君） これは国際機関でございます。国際機関としては、今日のごとき下りであるといふ

るいはCIPSHUであるとか、あるいはISSCとか、それぞれ各学者団体の連合機関等がございますけれども、それと同様に、またそれよりも長

る、これは事実上の存在としての国際
 学術連合機関でございます。

○政府委員(稲田清助君) 法人という点につきましては、各国の法制いろいろ

る違いはありますが、われわれ調べましたところは、この団体についてはベルギー国の法律を適用する、それは日本の財団法人その他の私法人に該当するかどうかという点については私どもつまびらかにいたしておりませんが、ともかく現実のこの国際団体であつて、もし法規の適用を必要とするならば、それは所在国の法規の適用をするということでありまふ。ただこの国際の学術団体というものはおそらく同様な性格であつて、別にどの国の法人、それからどの国のみに所属するというような性格のものではない、要するに学術の連合体ということでその性格を明らかにしておるものと考へております。

○湯山勇君 それから今の御説明では人文、社会科学が中心だ、これを主としたものという御説明があつたのですけれども、なおまたあとの御説明では、別段これに対する条約とか何とかいうむずかしいものはなくて、ベルギーの国の法律によつて拘束されておる、そういう連合のようなものだというお話ですが、私がちよつと見て感じますのは、学士院はこれで見ますと他の団体に加入するときは法律改正をしなればならないということになるのではないかと思ひますのでお尋ねしておるわけですが、もし同じような性格のもので人文、社会科学に限らない、それじゃ自然科学の方を主としたものができれば、それへは加入してもいいんじゃないでしょうか。

○政府委員(稲田清助君) そういうことがございますので、今別に御審議いたしております日本学術会議法の方では、そうした他のものもこの国際学

術団体の加入は、これは日本学術会議の方が加入体になる。ただ唯一の特例としてこの国際学士院連合だけが日本学士院の加入するところである。これは申すまでもなく歴史、沿革によるものでありまして、国際学士院連合というものは、そもそも世界各國の学術院的な学術団体が加入参加することによつて長く継続してきたものであつて、これにはその他の性格の学術団体は加入しないので今日まで参つております。今後ともそうであらうと思ひます。また逆にその各國の学術院的な団体は、これ以外の学術団体には入らないのが通例であります。日本におきましても学術会議傘下の人文、社会、自然の諸学会団体がございすけれども、それは日本学術会議が加入するところの I K U S U であるとか、C I P S H U であるとか、ないしは I S S C であるとか、そういうような系統の団体に入つていく、つまり一般にはこれは学術会議が国際団体に加入してゐる。特にここに掲記いたしました国際学士院連合に限つて、これは日本学士院がそのところであるということをお示ししたわけでありまふ。お話のようにこれ以外に加入するとなれば法律改正をする必要があるのをごさいますけれども、過去の沿革に徴し、また将来を予見いたしまして、日本学士院が学術会議を排して他の国際学術団体に入つていくというよりは、これは想像せられないのであります。

○湯山勇君 まあ学術団体という意味ならばおっしゃることもよくわかるのですが、たとえば他の一般の学術団体じゃなくて、今の学士院というような名前をついた団体、たとえばこの国際

学士院連合に対応して、アジア学士院連合というやうなものができないとも限らないと思ひますが、そういう場合にはどうでしょうか。

○政府委員(稲田清助君) 現実の問題でありますので予見できないのでありますけれども、沿革、歴史に徴して考えますときには、新しい団体が各界においてできて参りますれば、これは日本学術会議の方がそのところであらうと私も考へております。

○湯山勇君 それからこの国際学士院の連合というのが戦時中断しておつたというの日本の方の都合でしようか、向うの方の都合でしようか。そうして勝手に中断するといふやうなことが許されるのでしようか。その辺の事情はどうなつておりますか。

○政府委員(稲田清助君) 先ほどは加入は継続しておるけれども、總會に参加は中断しておつた、これは海外との交通が途絶しておつた関係上、事実上中断しておつたのであつて、そのために別に脱退したわけでもなく、除名されたわけでもないものであります。

○湯山勇君 その間も會費は納めておつたのでしようか。

○政府委員(稲田清助君) 戦時中海外払いができませんでしたので納めておりませんでした。

○湯山勇君 この加入、脱退とか除名とかいう規定がございすか。

○政府委員(稲田清助君) 国際学士院連合自体の定款には参加あるいは脱退の約款がございす。

○湯山勇君 除名というやうなものはありませんか。

○政府委員(稲田清助君) 発見いたしませんでした。

○湯山勇君 どうもお聞きしますと歴史的にはかなり長い間あるけれども、この会そのものはそうしつかりしたものでないやうな感じを持つのです。が、もし万一この国際学士院連合が他の団体に入ると、さらに上部団体に加盟するといふやうな場合にはどういふことになるでしようか。学士院はやはり国際学士院連合に入つておるし、国際学士院連合が入つておるその団体にも入つておるといふことになるわけですが、そういう場合は予見できませんか。

○政府委員(稲田清助君) 私どもは非常に長い年間にわたつて毎年国会が予算として御審議、御議決になりましたうちに、国際学士院連合分担金というものがあつたことを見まして、これは今までわが国として公けに相当重視して認めて参つた沿革のあるしつかりした国際学術団体だと考へておるわけがございす。従ひまして予見し得る将来におきましてもこの基礎はゆるぎなきものだと考へております。

第二の御質疑であるこの国際学士院連合が他の連合体と関係を持ったときにそれはどうなるか、それは直接の関係は国際学士院連合に学術會議は関係を持つだけでありまふ。現実の問題として国際学士院連合は先ほど申し上げました C I P S H U とは関係を持つております。C I P S H U はまたユネスコと関係を持つております。そういうふうな今日の国際学術界といふものはいろいろ複合的に相關関係を持つております。しかし日本学士院が直接の関係を持ちますのは国際学士院連合でありまして、日本学士院が直接に S I P S H U と関係を持つ、あるいは直接にユ

ネスコと関係を持つといふことではないのであります。

○湯山勇君 私も今局長の言われたやうなことをお聞きしたいわけなんです、こつちふに一つの学術界なら学術界といふものが独立して、その成果をあげるといふことは、今日では困難だ、いろいろなつながりを持たなければならぬといふことは全くその通りでございまして、そういう建前からいけば、なおのこと学術會議といふのはありますけれども、少くともここで一つだけ認めて他は認めないという規定は今の趣旨からいって少し工合悪いのではないかとこのことを考へますがゆゑに、先ほどからの質問をしておるわけですが。

今一点は、やはり先ほどのお話にもありましたやうに、条約に基いておるものでもない、いわば私法人のやうな性格のもの、こつちふものに入るといふ規定を日本の法律で規定する、つまり対象に明確な歴史的なものは別として、明確な法的な根拠を持つてないものを日本の法律で規定するといふことは、法の權威と申しますか、そういう点からいっていかかと思はれる点がありますので、その二点を一つ明確にしたいだけだと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) 第一は直接の参加関係が一番重要であり中心でありますので、ここに規定いたしましたわけであつて、これは毎々申しますやうに歴史的にまた沿革的に歴然たる事実でありますのでそれを書いたわけでありまふ。今日世界上のあらゆる団体、あらゆる存在は多角多面に他のいろいろな団体その他と関連を持ちまふやう、持たないものはないと思ひるのでありますけれども、その関連のまたそ

○湯山勇君 どうもお聞きしますと歴史的にはかなり長い間あるけれども、この会そのものはそうしつかりしたものでないやうな感じを持つのです。が、もし万一この国際学士院連合が他の団体に入ると、さらに上部団体に加盟するといふやうな場合にはどういふことになるでしようか。学士院はやはり国際学士院連合に入つておるし、国際学士院連合が入つておるその団体にも入つておるといふことになるわけですが、そういう場合は予見できませんか。

○政府委員(稲田清助君) 私どもは非常に長い年間にわたつて毎年国会が予算として御審議、御議決になりましたうちに、国際学士院連合分担金というものがあつたことを見まして、これは今までわが国として公けに相当重視して認めて参つた沿革のあるしつかりした国際学術団体だと考へておるわけがございす。従ひまして予見し得る将来におきましてもこの基礎はゆるぎなきものだと考へております。

第二の御質疑であるこの国際学士院連合が他の連合体と関係を持ったときにそれはどうなるか、それは直接の関係は国際学士院連合に学術會議は関係を持つだけでありまふ。現実の問題として国際学士院連合は先ほど申し上げました C I P S H U とは関係を持つております。C I P S H U はまたユネスコと関係を持つております。そういうふうな今日の国際学術界といふものはいろいろ複合的に相關関係を持つております。しかし日本学士院が直接の関係を持ちますのは国際学士院連合でありまして、日本学士院が直接に S I P S H U と関係を持つ、あるいは直接にユ

ネスコと関係を持つといふことではないのであります。

○湯山勇君 私も今局長の言われたやうなことをお聞きしたいわけなんです、こつちふに一つの学術界なら学術界といふものが独立して、その成果をあげるといふことは、今日では困難だ、いろいろなつながりを持たなければならぬといふことは全くその通りでございまして、そういう建前からいけば、なおのこと学術會議といふのはありますけれども、少くともここで一つだけ認めて他は認めないという規定は今の趣旨からいって少し工合悪いのではないかとこのことを考へますがゆゑに、先ほどからの質問をしておるわけですが。

今一点は、やはり先ほどのお話にもありましたやうに、条約に基いておるものでもない、いわば私法人のやうな性格のもの、こつちふものに入るといふ規定を日本の法律で規定する、つまり対象に明確な歴史的なものは別として、明確な法的な根拠を持つてないものを日本の法律で規定するといふことは、法の權威と申しますか、そういう点からいっていかかと思はれる点がありますので、その二点を一つ明確にしたいだけだと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) 第一は直接の参加関係が一番重要であり中心でありますので、ここに規定いたしましたわけであつて、これは毎々申しますやうに歴史的にまた沿革的に歴然たる事実でありますのでそれを書いたわけでありまふ。今日世界上のあらゆる団体、あらゆる存在は多角多面に他のいろいろな団体その他と関連を持ちまふやう、持たないものはないと思ひるのでありますけれども、その関連のまたそ

の先をということまで予見し、あるいはまた関連づけて規定するという必要も私どもはなかりかと考えたわけでありました。直接の関連でありました国際学士院連合との直接関係さえ法上で明確にいたせば加入、分担金の根拠その他もはつきりいたしましてよろしいのではないかと考えたわけでありました。

それから次のお問いは、国際学士院連合という固有名称を法律に掲げていかどうかという問題のように伺いました。法律にある固有名称を掲げていかどうかという問題は、それを挿入することによって法の適用があいまいになり、対象が不明確になるという点とであってはいけなと思います。明瞭でありました固有名称を法に引用いたしましては私は許されることだと考えております。たとえば例をあげますと、単に法律あるいは条約に直接根拠を持たない固有名称がわが国の法律に引用せられます例は間々あると思います。たとえばある株式会社の名前を引いた法律もあります。ある財団法人の名前を掲げた法律もございいます。またボツダム政令等におきまして法律にかかわるべき政令、法律の効力を持つ政令におきましては、いふん多くの外国の商社、あるいは外国の私法人を引用いたしております。それらの例もございいますし、国際学士院連合と申しましたら、先ほど申しましたように年々予算において御審議いただきましたように、わが国の国会においても公認された明らかな団体であり、また国際間におきましてもU・A・E、つまりユニオン・アカデミック・アンテルナショナルといえ、それ自身だ

けを指して決して混同されない程度に認識された世界のはっきりした存在でありますので、国際学士院連合という字をここに挿入いたしまして、なから立法上差しつかえないことだと私は考えた次第でございます。

○湯山勇君 次にお尋ねしたいのは第九条ですが、「会員には、予算の範囲内、文部大臣の定めるところにより、年金を支給することができ、」なりなっておりますが、そうすると、予算というものは予算年度が単位になりますから、この年金も年単位によって支給額が変わる、こういう心配があるのではないかと思います。この点はいかがでしょうか。

○政府委員(稲田清助君) 他にも例があると思いますが、行政官庁におきまして、監督庁が監督庁の規定をもつてこうしたものを定める場合に、予算が変更いたしますればそれに照応した規定を改正しなければならぬのであります。結局予算と規定は常に同一効力を生じて矛盾のないように維持しなければならぬと考へております。ただ、こういう変革があり得るかどうかという問題につきましては、長い歴史あり沿革のある団体でございますので、将来の維持経営に困るような変革というものは当事者においてこれは慎しなげばならぬと思っております。

○湯山勇君 これは会員には、何か「文部大臣の定めるところにより、」という、そのつどのようによいこの条文からは受け取れますが、そういう規定のようなものはないでしょうか。

○政府委員(稲田清助君) 新しく法律を制定いたしますのであります。その法律の委任に基きましてその

実施に伴って文部大臣が定めるわけでありまして、定めるに当りましてはおそらくこの予算に照応いたしまして金額を掲記すると思ひます。毎年々々規定を出すのでなく、今まで年々続けて参りました年金単価を規定の中に掲記することになるだろうと思ひます。

○湯山勇君 今御説明があったように、その年金の金額が定められたことだと思ひます。優遇という意味からいいますれば、学士院院長といえは、学士院が碩学を集めた名誉的な会でありまして、そのまた歴史的にも沿革的にもわが国の学界を代表するといふような意味合いにおきまして優遇

を厚くした点で、この年金の金額が相当他の方よりも多く上つてゐることも考えられます。それからまた幹事は院長に代理せられる地位であり、部長二人もそれだけ人々、自然を代表するよるな立場にあられた、また平素この会長と幹事、両部長が非常にお仕事の量も多しといふようなことで、その他の会員とは差等があるのだからと思ひます。また別にこれと芸術院との比較であります。よく芸術院と学士院とを比較されますけれども、かなり似てゐる点も多いのであります。また似て非なる点も多いのであります。それは歴史、沿革からいいます。それは法律上のその職能も違ひます。従ひまして、芸術院と学士院とが同じでなくはならぬと私は私どもも考へないのであります。たとえば芸術院院長、これはまあ一つは方でありましたけれども、これは沿革的に別に芸術界から代表として出ている方ではないと思ひます。従ひまして、芸術院について非常に識見は持つておられますけれども、学士院の院長が碩学の中のまた代表的碩学という意味とは多少違ひるのではないかと。また芸術院の年間のお仕事と学士院の年間のお仕事とはそれぞれ違ひます。そういう点で沿革的に異なつてゐるのではなからうかと思ひます。

○湯山勇君 今の御説明があったように、その年金の金額が定められたことだと思ひます。優遇という意味からいいますれば、学士院院長といえは、学士院が碩学を集めた名誉的な会でありまして、そのまた歴史的にも沿革的にもわが国の学界を代表するといふような意味合いにおきまして優遇

を厚くした点で、この年金の金額が相当他の方よりも多く上つてゐることも考えられます。それからまた幹事は院長に代理せられる地位であり、部長二人もそれだけ人々、自然を代表するよるな立場にあられた、また平素この会長と幹事、両部長が非常にお仕事の量も多しといふようなことで、その他の会員とは差等があるのだからと思ひます。また別にこれと芸術院との比較であります。よく芸術院と学士院とを比較されますけれども、かなり似てゐる点も多いのであります。また似て非なる点も多いのであります。それは歴史、沿革からいいます。それは法律上のその職能も違ひます。従ひまして、芸術院と学士院とが同じでなくはならぬと私は私どもも考へないのであります。たとえば芸術院院長、これはまあ一つは方でありましたけれども、これは沿革的に別に芸術界から代表として出ている方ではないと思ひます。従ひまして、芸術院について非常に識見は持つておられますけれども、学士院の院長が碩学の中のまた代表的碩学という意味とは多少違ひるのではないかと。また芸術院の年間のお仕事と学士院の年間のお仕事とはそれぞれ違ひます。そういう点で沿革的に異なつてゐるのではなからうかと思ひます。

○湯山勇君 今の御説明があったように、その年金の金額が定められたことだと思ひます。優遇という意味からいいますれば、学士院院長といえは、学士院が碩学を集めた名誉的な会でありまして、そのまた歴史的にも沿革的にもわが国の学界を代表するといふような意味合いにおきまして優遇

を厚くした点で、この年金の金額が相当他の方よりも多く上つてゐることも考えられます。それからまた幹事は院長に代理せられる地位であり、部長二人もそれだけ人々、自然を代表するよるな立場にあられた、また平素この会長と幹事、両部長が非常にお仕事の量も多しといふようなことで、その他の会員とは差等があるのだからと思ひます。また別にこれと芸術院との比較であります。よく芸術院と学士院とを比較されますけれども、かなり似てゐる点も多いのであります。また似て非なる点も多いのであります。それは歴史、沿革からいいます。それは法律上のその職能も違ひます。従ひまして、芸術院と学士院とが同じでなくはならぬと私は私どもも考へないのであります。たとえば芸術院院長、これはまあ一つは方でありましたけれども、これは沿革的に別に芸術界から代表として出ている方ではないと思ひます。従ひまして、芸術院について非常に識見は持つておられますけれども、学士院の院長が碩学の中のまた代表的碩学という意味とは多少違ひるのではないかと。また芸術院の年間のお仕事と学士院の年間のお仕事とはそれぞれ違ひます。そういう点で沿革的に異なつてゐるのではなからうかと思ひます。

○湯山勇君 今の御説明があったように、その年金の金額が定められたことだと思ひます。優遇という意味からいいますれば、学士院院長といえは、学士院が碩学を集めた名誉的な会でありまして、そのまた歴史的にも沿革的にもわが国の学界を代表するといふような意味合いにおきまして優遇

を厚くした点で、この年金の金額が相当他の方よりも多く上つてゐることも考えられます。それからまた幹事は院長に代理せられる地位であり、部長二人もそれだけ人々、自然を代表するよるな立場にあられた、また平素この会長と幹事、両部長が非常にお仕事の量も多しといふようなことで、その他の会員とは差等があるのだからと思ひます。また別にこれと芸術院との比較であります。よく芸術院と学士院とを比較されますけれども、かなり似てゐる点も多いのであります。また似て非なる点も多いのであります。それは歴史、沿革からいいます。それは法律上のその職能も違ひます。従ひまして、芸術院と学士院とが同じでなくはならぬと私は私どもも考へないのであります。たとえば芸術院院長、これはまあ一つは方でありましたけれども、これは沿革的に別に芸術界から代表として出ている方ではないと思ひます。従ひまして、芸術院について非常に識見は持つておられますけれども、学士院の院長が碩学の中のまた代表的碩学という意味とは多少違ひるのではないかと。また芸術院の年間のお仕事と学士院の年間のお仕事とはそれぞれ違ひます。そういう点で沿革的に異なつてゐるのではなからうかと思ひます。

○湯山勇君 今の御説明があったように、その年金の金額が定められたことだと思ひます。優遇という意味からいいますれば、学士院院長といえは、学士院が碩学を集めた名誉的な会でありまして、そのまた歴史的にも沿革的にもわが国の学界を代表するといふような意味合いにおきまして優遇

上は、学士院自身もいろいろ御企圖ございまして、ようけれども、空極の決ひは文部省その他政府諸機関と相談すうでなければできないことだと思ひます。

○湯山勇君 学術会議の方についてたゞ尋ねたいと思います。これはこの改正案とは少しはずれておりますけれども、学術会議の目的である「科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること」が目的だとなつております。そこで今日までの経過をしてみますと、たとへばこの学術会議は濃縮ウランウム受けるれにつきましたも、あの協定とは幾分か違つた意見を述べになつておりましたが、結局政府の方はその通りの学術会議の意見をそのまま受け入れてはけないようでした。それから学術会議は、この原子力の研究につきましても三原則ということをおっしゃつておられましたけれども、これも政府としてはお取り上げにならないで、結局われわれ議員提案の形でやらざるを得ない状態になりました。これらのことを考えてみますと、この学術会議の目的としておる科学を、行政あるいは産業、国民生活に反映させるというその中で、政府が果してこの学術会議のいろんな意見というものを正當に評価し重視しておるかどうか、この点について局長はどういう御判断をしていらっしゃるか、お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(本田弘人君) お答えいたします。先にお手元にお配りいたします法律案に、改正の参考資料の中に、学術会議から従来申し入れました勧告申入れ諮問答申一覧表というのが

ございます。これにかなりたくさん
のものがあつますが、それを一々点検
いたしますと、これはほとんど大部分
政府で取り入れられております。ただ
研究費をもつとふやしては希望通り
という問題につきましては希望通り
いっておりませんが、大体相当
広範に、大多数は取り入れられ、実現
せられておるか、あるいは実現の過程
にあるものが多いと思ひます。今特に
御指摘の原子力関係のものにつきまし
て学術会議の中の委員会から申し入れ
ましたことがいろいろ筋を通しました
て、そうして実質的に取り入れられて
おりますし、これは国会議員のお方の
御尽力に待つところ非常に多いわけ
すけれども、実質的に基本法の中にも
取り入れられておりますし、またいろ
いろその運営の面においても、その方
面を代表した人たちが入つておりまし
て、大筋においては大体尊重されてお
る、こう考へております。

○湯山勇君 今の大筋といひますが、
これは見方によると思ひますが、私
どもが逆に大筋においては認められて
いないで、枝葉末節的のものはたくさ
ん取り入れられておるといふような感
じを持ちます。それは特に今のお話の
原子力基本法の問題ですけれども、こ
れは政府は少しも取り上げておりませ
ん、三原則につきましては、政府の方
で取り上げないから、仕方なく議員の
方で取り上げてあつた法律を作つたわけ
でして、そういうことを見ますと、あ
あいう重大な問題を取り上げないとい
ふような行き方については、私は学術
会議としてもいろいろ御批判があるん
じやないかと思ひますが、これは御
答弁を要求するのが無理かもしれませ

んけれども、そういう声は学術会議の
内部にはございませんでしよるか、そ
れならお答えいただけると思ひます
が。

○政府委員(本田弘人君) お答えいた
します。学術会議は審議機関でありま
す。いろいろな学者の意見が出ます。
従つてその中にいろいろ批判的な者が
おたりすることはこれは当然でござ
いまして、また全面的に承服しないとい
ふような方もあり得ることは当然だ
と思ひます。原子力の問題、くどい
ようですけれども政府の作りました原
子力利用準備調査委員会、副総理がこ
の会長になりまして、政府の機関とし
て作られたものの中にも、先ほどの三
原則の趣旨は大体取り入れられており
ました。学術会議の総会でもそのこと
は了承いたしております。

それから念のために、はなはだ恐縮
でございますけれども申し上げておき
ますことは、学術会議、今お話の学術
会議の活動をどうやらんになつておる
か、これも資料にお配りいたしました
組織図というのがございしますが、そ
れをどうやらんになりますれば、学術会議の
活動がかなり広範で、広い面に国の国
際的、国内的にわたつておるので、そ
ういふのは学術の性質上非常にじみな
この研究の連絡等のこと、内外の連絡
等のこと、学術上多くの事柄は非常に
じみな事柄でありまして、たまたま新
聞等の記事に出ますのは非常に特殊な
面でございまして、学術会議の活動と
申しますのは国内的にも国際的にもか
なり広範なものであるし、それがまた
重要な活動をしておることは資料につ
いてどうかよくごらんをお願いしたいと思
ひます。

○湯山勇君 よくわかりました。それ
だけに私は学術会議が今後こそもつと
今のような点を強力に反映さしていた
だきたいと、こう思ひわけです。

それでその問題との関連において、
今度新たに改正されました第六條の二
項です。これによりまして「国際団体
に加入する場合において、政府があら
たに義務を負担することとなるとき
は、あらかじめ内閣総理大臣の承認を
経るものとする。」こうなつております
が、この中の「政府があらたに義務を
負担する」という内容は、私ども簡単
に考へて、これは予算的のものだとの
み解釈しておりますが、そのほかに何
か要素がございましてしよるか。

○政府委員(本田弘人君) お答えいた
します。これは今御指摘の通り分担金
の問題であります。ただ特に国際学会
を日本で開くというような場合、国際
的な学術団体の要請によつて日本でも
開くというような場合には、政府の承
認を経て、そのことを閣議の決定を経
てそれをやっております。この規定は
これは戦前にもありましたので、文部
大臣の承認を経て国際団体に加入する
ことができる、これは古い学士院の規
定の中にも、あるいは学術研究會議の
中にもあつたのでありまして、これは
何も新しいことではないので、ただこ
れが法律が制定されました当時、先
ほど稲田局長もちよつと触れられたよ
うに、国際交通が途絶しておりました
ために、附則の第三十一條で処理して
おつたものをここで明文にうたおうと
いうだけのことであります。

○湯山勇君 そういたしますと、この
予算を伴わない場合、それは総理大臣
の承認を受けなくてもいいということ
になりますか。

○政府委員(本田弘人君) お答えいた
します。国際団体に加入するのいろ
いろな度合いと申しますか、方法があ
ります。で、いろいろな国際団体に国
が何らの義務を伴わないで加入して
いる場合もあります。社会科学国際連
合のごとき、現実には何も伴つており
ません。しかしシンター・ナショナル・
ユニオンの中には分担金を負担しなけ
ればならない、そういう場合には国庫
の負担になりますから、そういう場合
には所轄大臣の承認を経て、そうして
国会の承認を得てそれを予算に計上し
て国会に出していただくわけであり
ます。

そこでそういう義務を伴わないものま
でも、一々承認を得る必要はないであ
ろう、だから特に国が新たな義務を負
担するような場合に、特に所轄大臣の
承認を要する、こういう表現になつて
おります。

○湯山勇君 ただいまのは予算上の義
務を負う場合だけと私は解釈してあり
ますから、もし間違つておりました
ら、あとで御訂正願ひことにして、從
来文部大臣でできておつたものが今度
総理大臣になつておりますが、これは
特別な理由がございしますか。

○政府委員(本田弘人君) お答えいた
します。先ほど申しました学術体制制
新委員会での研究科学者を内外に代
表し、そして科学の振興と同時に行
政、産業、日常生活に反映浸透させ
る、こういうことを目的とすれば、研
究が各省にまたがっておりますため
に、文部省から総理大臣の直轄のもと
に移した方がいいだらうという当時の
学術体制制新委員会の結論に基いてこ

の学術會議法ができたのでありまし
て、そういう意味で総理府の所轄に
なつております。

○湯山勇君 これは文部省の方へお尋
ねいたしますが、従来文部大臣がこ
のことを所管しておつて何か不都合な
点、不便な点がございしましたしよ
うか。

○政府委員(稲田清助君) これはただ
いま本田局長が申されましたように、
まあ学術といつても、かなり応用的な
面は各省にまたがつておるといふこと
で、学術体制制新審議會は総理府が
一番各省との関係においていいだらう
というところでおやりになつたものだ
と伺つております。別に文部省が所管
した関係において著しい不便不都合が
あつたということではないのじやない
か、その性格から見て総理府に置くの
が適當だといふふうに改められたこと
だと思ひます。

○湯山勇君 そうすると、まあこれは
大へん俗な言ひ方ですけども、アク
セサリーとして文部大臣よりも総理大
臣の方がいいと、まあこれくらいの程
度でしよるか。

○政府委員(稲田清助君) 同時に御承
知のように科学行政審議會というもの
が政府に設置せられて、政府が学
術會議に諮問するときは科学行政審
議會を通じて、また学術會議が政府に
建議するときは科学行政審議會で受け
ると、こういう体制になりまして、科
学行政審議會が総理府にある。いろ
ろなこととにらみ合せて、やはり運用
の円滑を考へれば総理府の方がいいと
考へられたことだと思ひます。

○委員長(飯島達次郎君) ほかに御質
疑ございせんか。

では私から一、二点お伺いいたします。まず日本学士院法案に關しまして、第三条のところで会員の選定は学士院において行ふ、こうでございますが、これは選定規則といったようなものはございませうか。

○政府委員(稲田清助君) 新しくこの法律が制定せられますれば、法律の十一号の委任におきまして各種の規定が設けられることと考えております。その場合に日本学士院がそれ自身日本学士院會議選定規則というものを定めるはずになっております。

○委員長(飯島連次郎君) 従来応用化学、工学、農學並びに史學、そのうち系統が比較的会員の中に少かつたというところでありますし、それが日本學術會議で選考されるに至つて、そういう系統の人たちが比較的ふえてきた、こういう事實があるようでございします。が、今度再び日本学士院ということに獨立をいたしまして、その選定はあつて学士院にまかすということになった場合に旧來のような弊に陥る危険はありますせんか。

○政府委員(稲田清助君) 学士院が先般來申し上げておりますように非常に長い歴史、沿革をもちまして、わが國における明治以降の學術の興隆に伴つて充實し発達して参りました關係上、ある領野の學術關係につきましてはやはり比較的優遇すべき碩學の方が少かつた領野も自然あつたことだと考へております。今日及び今後、各領野の學術が振興するに伴ひまして優遇すべき、また学士院の組織としてお招きすべき學者は各部門から漏れなく満ちてくることだと考へております。われわれといたしましては新しく法律が制

定せられまして、そのもとで規定せられます選考規定、選考の基準もあるいは選考の方法もそういうような意味において學術のある領野に偏しましたり、あるいは野に重寶あらしめるような欠陥のないようなき方を希望する次第でございます。

○委員長(飯島連次郎君) 従來この選定の衝に當つてこられた日本學術會議は、ただいまの問題についてどうお考へになりますか。

○政府委員(本田弘人君) お答へいたします。

學術會議で選定いたします際には、学士院側の委員と學術會議の各部門から選んだ委員と半數ずつ出まして、そして廣く學界から公募いたしまして、選考委員を作つて、そして總會にかへて送つていたことは先ほど申した通りであります。が、先ほどの通りであります。が、今度学士院のみから選ばれたるにつきましては、どうか廣く今稲田局長の言われたような方法で選ばれるようにという希望をつけてまして、学士院側もそれを了承されたのであります。

なお念のために申しますと、学士院内部に學術會議の七部に対立しまして七分科にそれぞれ定員が定められておりますから、以前のような各部門の不均衡は起つてこないだらう、こう考へる所存でございます。

○委員長(飯島連次郎君) 次に、第七條についてありますが、國際學士院連合への加入の問題については他の委員から御質疑がありましたので、私は重複を避けますが、特に法律で規定をして國際學士院連合へ加入している他の國の例がありますか、ありませんか。

○政府委員(稲田清助君) その点申しわけございませんが、つまびらかにいたしておりません。

○委員長(飯島連次郎君) それでは次回でもつこうですか、あるなし、もしありとすればどの國がどういふ法律規定をして参加をしているか、資料を一つ提供していただきたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) その点は從來とも學術會議とも相談をして探したのでありますけれども、資料が手に入らないのでございます。御了承いただきたいと思ひます。

○政府委員(本田弘人君) お答へいたします。

先ほど御質問があつたのであります。が、國際團體は國と國との約束になつてゐる形は非常に少なく、よくまれなので、たとへば冷戰協會のような特殊な場合を除きましては、いわば國と國との直接のつながりではなく、従つて条約によつたものではございせん。従つて私も各國の法律をたんにんに調べておりませんけれども、おそらく各國の分は法律によつて規定され、日本の場合について申しますと、先ほど申しましたように、學士院規程というものは昔の勅令であります。それから學術研究會議の官制、これも勅令であります。これは今の法律に當るものであります。が、それは明瞭にその加入のことがつたててありまして、そしてそれが同時に分担金等に関連しまして國の負担になるから承認を経なければならぬといふこともうたつてあります。最近學術上の國の機關が非常にふえて参りまして、あるいは法律に

うたつてあるところがあるかもしれせんが、沿革的に申しますと、條約によるかあるいは法律によるかという形、國際的な團體はそういうものはないものが多く、それから日本は伝統的に國の負担、國の機關として國の負担を伴いますから、昔の勅令、今で言へば當然法律に規定される、こういうことだと思ひます。

○委員長(飯島連次郎君) それではこの点もう一度念を押したいと思ひますが、経過はわかりました。しかし、他の國の例がないのを日本だけが過去がそうであつたからというだけの関連で、特にこういつた法律の中に明記しなければ一體國の予算なり國際學士院連合へ加入するための負担金というものは七万四千円ですか、が予定されておるようですが、そういう支出はできないものでしょうか。

○政府委員(稲田清助君) 國の支出ができないという意味合からここに掲記したのではないのでございます。今までも予算に計上してきていたものであります。それは先ほど本田局長からお話がありましたように、これはまあ勅令の根拠がありますので、その点は今までもありました。が、今後とも明瞭にする方が日本の取扱ひとしてはいいように考へます。しかし法理なりいろいろな理論から見ても、絶対に困るかといふ性質として私困るほどではないと思ひます。けれども、あつた方がいゝか悪いかといふは、今までも掲記しておりましたから、法律が勅令にかわりますればここに載せた方がいゝと思ひます。それはかりでなく、なぜ法律に、ここに掲げなければならぬかといふ点につきましては、

先ほど湯山委員にもお答へ申し上げましたように、一方において御審議いただきます學術會議の改正法律におきましては、大よそ國際的な學術團體は學術會議が加入するんだという趣旨がはつきりいたします。そういう趣旨と、反對解釈によりまして學士院は今後國際學士院連合に加入できないのじゃないかという解釈のおそれがあります。その点から見ても、この際これは明らかに國際學士院連合に限つては學士院が加入するんだということをは法律で明記する必要があると私もは考へたのでございます。

○湯山勇君 ちょっと関連して。今の御説明を聞きましてちょっと疑問が起つたのは、それじゃ學術會議は國際學士院會に入れないという規定を設けなければ、今の裏として學術會議も國際學士院連合に入ることとは可能でしよ、この法文から言へば。そうすると、両方が入るといふやうな事態は起りせんか。一方を法律でやれば、一方も何とかそれを保護するため規定するといふ必要があつて初めて今の話が符合するので、一方だけきめて一方野放しじゃ私にはちよつとこれは変じやないかと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) これはまあ大よそ立法の場合にも、解釈の場合にも、まあ一般法、特例法という原則がございしますから、特に掲記してあります場合はその特例による、掲記してなければ一般則による、だまつてれば全部學術會議、ここに掲げております限りにおきましては學士院、こういうふうには解釈いたします。

○湯山勇君 學術會議が國際學士院連合に入れないといふことは何で規定ができますか。

○政府委員(稲田清助君) それは法律の一般法、特例法の解釈であると思ひます。これはかりでなく、大よそ特例法がありまゝ場合に一般法は特例法を除くとは一々書いてないと思ひます。

○湯山勇君 その点が變なもので、学士院と學術會議とは別なものでしょう。今度別になつたわけですね。そして学士院はこれに入ることができるといふことを一つきめておきます。學術會議はどれでも入つていいわけですが、総理大臣の承認を受けなければ、だからこの法律の通りいけば、學術會議が総理大臣の承認を受ければ学士院連合に入れるということになることは、これは當りまえなので、そういうことができないんじゃないかと、こう言つておるんです。

○政府委員(稲田清助君) 例は当然ぬかも知れませんが、たとえば市町村という団体の行政機關に市町村長がある。ただ教育行政につきましても、別に教育委員會法というものがあつて、これは教育長がつかさどる。これは教育委員會法で書きますれば、別に市町村關係の地方自治法において市町村長の権限からは教育長の権限を除くと書かないでも、自然まあ除かれてくると私は同様に考へております。

○湯山勇君 えらいくだいようですが、これは事務局長の方にお尋ねいたします。そういう關係にありますか。学士院と學術會議は今度の法律でそういう關係がなくなつたんじゃないやありませんか。

○政府委員(本田弘人君) お答えいたします。今稻田局長の言われたような關係に……、全般的に學術會議がこの日本の科学者を外国にも代表すること

になるわけですが、学士院連合に限つては日本学士院法が成立すれば日本学士院がそれに加入する、こういう建前になつております。

○湯山勇君 建前のことをお聞きしてゐるのでなくて、法律だけのことを言つてゐるんです。法律で言へば學術會議は學術會議で別でしょう。学士院は学士院で別でしょう。だからこの二つの間のつながりを持たせる法律といふものは今ないんですね。そうすると、こちらはこれに入つてよろしいと、一方の方はこれに入つてもよろしいといふと、こちらはほかのへ入ることはできませんけれども、學術會議の方はこれにでも入れると、こういうことになつておるから、今の國際学士院連合といふものが必ずしも学士院だけと結びついておるといふことにはこの法律の上からはならないのではないかと、いふことをお尋ねしておるわけなんです。

○政府委員(稲田清助君) 一般法、特別法という關係といふものは、別にその法律が一本であつて別であつて、それは問わないと思ひます。同じ法律で書かれていようと、他の法律で書かれていようと、事の解釈といたしまして一般的解釈に従ふか特別解釈に従ふかの問題だろつと思ひます。今國際學術團體といふものを中心として考へました場合に、そのうちの國際学士院連合といふものを取り出して考へます。取り出した場合に、それは日本の法律で学士院が入るのだと、これは特別法の解釈にならうと思ひます。それ以外の國際の學術團體といふものは、これは學術會議法で學術會議が入ると書いてありますれば、これは一切がつさい學術會議が入ると、一般

法、特別法といふのは、何も学士院と學術會議が附屬團體であつて、あるいは同種團體であつて、そつちの方から言わないでも、國際學術團體といふ側において一般、特別の關係があらば事は明瞭だと思ひます。

○湯山勇君 ちょっと疑義がございませうけれども、よろしくございませう。

○委員長(飯島連次郎君) それでは私から今の問題について、これは大臣に尋ねたいと思ひます。ブラッセルにある國際学士院連合は、先ほどの御説明でも明かなように、私的の法人のようでありまゝ、それに対して特に日本だけがこの法律で規定をして加入をするといふことを國會で議決をすること、法の体裁として、一國の品位といひますか、權威といひますか、そういう点から考へていかがかと私は思ひますが、これについては大臣のお考えはいかがでしようか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 本田局長より外國の立法のことについてはつまびらかにせぬとおっしゃいましたが、學術會議、すなわちアカデミーといふものは、外國では日本のように必ずしも一種の政府機關ともいたしておらぬ國もございませう。それでそのからそういう規定がいわゆる政府の法律に現われぬ場合が多いのであらうと思ひます。わが國の新憲法の組織においては、政府の傘下のある團體が外國の、または國際の團體に加入することは、やはり法律に明記するがよからうと思ひます。それで、今稻田局長の説明の通り、外國の學術團體に一般に加入するのは學術會議といふことをきめました以上、そのうちの学士院連合といふものだけはこれを除いて、

日本の学士院に加入せしめると、こういうことを同時に考へて一つの改正案と一つの立法を願つた次第でございませう。これがためにわが國の國威を失墜するといつたようなことにはなるまいと私は存じておるのであります。

○委員長(飯島連次郎君) それではもう一度これは一つ局長に念を押しておきたいと思ひますが、先ほどの御説明では、これは特別規定であり、國內的には保護規定である、こういう御説明でしたが、しかし必ずしもこれを法文の中に明記しなくても國からの保護はできる、助成はできると、こういう御説明であつた。従つて、もしこの第二の理由である保護規定を一部ネグレクトして考へれば、そういう特別規定をしなれば日本の学士院會員と申しまゝ、日本の學術のことに従事しておいでになる方々といふものは、非常に不安をお感じになるか、もしくは安心ができないといふことなんではないかと、その点について、これは本田局長の御意見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) ちょっと訂正してよろしくございませう。私が保護規定であると申し、あるいは助成といふ言葉を使つたようにお聞きでありますれば、それは私の意思ではないのです。これは國家機關でございませうから、國の予算で動く機關でございませう。そういう意味合いにおいて、予算を計上すれば、分担金といふものはこの学士院において使用できる。こういう意味で申したわけでありませう。ただ從來の沿革が長く、かつては法律にかゝるべき勅令において、このことを掲記いたしましたから、新しく法律で制定する場合に掲記いたすのが適當で

あろう、こういう意味で後段のことを申した次第でございませう。で、大体今日ここで御審議いただきます学士院法は、学士院のあらゆる重要ないろいろな内外の關係、組織、活動等を通り網羅的に掲記いたしました。その点から考へますれば、あつて年々予算に計上していただきます國際学士院連合に加入といふことは、学士院の他の条項に掲げておられますいろいろな事業等と比べますれば、非常に重要な、最も重要な事業でありますので、この法文に掲記いたしますことは、これは國內的……、この法自身の態勢といたしましても、國の内外に学士院がいかなるものであるか、いかなることをやるかといふことを、この機會に明らかにいたしますことが適當だと考へたわけでありまして、その点お許しを得て補足いたしたいと思ひます。

○政府委員(本田弘人君) お答えいたします。大正九年以来、今日の法律に當る勅令をもつて明記されておりますので、学士院が獨立します際に、やはりそのことを法文ではつきりうたいたいといふことは、院長以下全會員の強く希望しておる点であります。

○國務大臣(清瀬一郎君) この關係の院長が御希望の、こういう内部的のこととじゃないので、私が考へてゐることは、もう一つあるのです。それはわが國の学士院は政府の機關なんです。國家の機關であるのです。入会しますと、わがでございませうけれども債務を負担するのです、外國との間の。憲法七十三條による条約とか協定とかではございませうけれども、一國の機關はやはり一國の一部分なんです。それが外國に向つて加入をして、加入の結

果金以上の債務も、またあるいは出張とか、入国とか、招待をする場合には、それらの義務を負担するような場合でありますから、よその国はどうあろうと、わが国の戦後の憲法組織においては、やはり法律でこれを明確にする方が、われわれ国会議員の立場としてもいいのではないかと、こういふことを私は一つ考えております。

○委員長(飯島連次郎君) 最後には日本学士院の法案の問題については、これは文部当局と日本学術会議にも関係が特におありですから、先ほどお尋ねをいたしました他の国の立法例があるかどうかということについては、はっきりいたさないようでありますが、もう一段の二つ御調査を願ひまして、あるかないか、ないであろうというところのよりでしただけでも、そこを明確にして、もしあったら、あるいはあったというところを、ないのならばないというところを一つこの委員会に御報告を願ひます。

○政府委員(稲田清助君) これはかなり久しく探しましたが、ないのでございませう。で、私は先ほどないであろうというところは、ものない場合には多少遠慮して申しますけれども、私らの能力としては今まではこれはないと判断する以外にはいたし方がないのでございませう。

○委員長(飯島連次郎君) ないという意味は、つまり法律で規定をして参加をしておるという事実がないということですか。

○政府委員(稲田清助君) さようでございます。

○委員長(飯島連次郎君) それでは次に学術会議についてお尋ねをいたします。

す。これも先ほどの委員の方の御質問の重複を避けますが、特に私は日本学術会議の法律を拝見いたしますと、日本学術会議の活動の実情が国会に反映しておることがどうも少いのではないかと、この感じがいたします。なお法律に従って、その政府に報告した事例、並びに政府が日本学術会議に諮問をした事例の中で、日本の国の科学行政を大きく支配すると言いますか、きわめて重大な影響力を持つような事例があったか、なかったか。私の拝見する限りでは、実に細かな諮問、あるいは申し入れ等にいたしては、非常に、非常に、非常に微細なことが多くて、日本の科学技術に関する大局的な見地に立つての諮問なり報告なりというものが非常に少いように見受けられるのですが、この点に關して私は日本学術会議の経緯から考えまして、国会への意見を具申なさるとか、もしくは一國の、この立法の府に對して、もう少しその科学者として建設的な御意見等の開陳があつていいのではないかと、いふうに私は考えます。ですからこの点については、必要があれば法律を改正するということも、これは妥当だと考えますので、必ずしも現法規に拘らわれないで、お答えをいたしたいと思います。

○政府委員(本田弘人君) お答えいたします。この国会方面に学術会議との連絡が不十分であつたという点につきましては、私たち関係者といつてしまつて、十分その点かえりみて、その努力も足りなかつたし、実績もなかつたことをおわびしなければならぬと思ひます。

ます。学術会議の活動状況を、年報の形で一度編さんいたしましたので、そして国内的にも、國際的にもお送りしたことがありましたけれども、これは恥かしい話でありますけれども、学術会議のその純學術上の出版関係が非常に窮乏でありまして、それで貴重な論文をあと廻しにしてまでやるということができないものから、それがあつたに努力したのですが、これは今後十分努力して、御希望に副うように、国会方面とも、もっと緊密な連絡をとつていくようにしたいと思ひます。

第二の点につきましては、これは一つは学術会議ができた早々、長い間いろいろ学界的の不平不満、当面のことが報告なり、申し入れによつて現われておるので、お話のように第二次的なものがかなり多いと思ひます。しかしながら、また一面、日本の研究体制の上で最大の欠陥であると思われる基礎研究と、それから実用化との間等につきまして、特に委員会を設けて、その隘路を指摘いたしまして、そして研究成果を實用化するために産業技術開発金庫法案の提出方を政府に報告いたしましたので、政府でもそれを取り入れ、一旦閣議にかつたのでありますが、当時占領下でありまして、どういふ事情か、とうとう実現をみなかつた。これはわれわれとしてもぜひ実現したいものである。基礎研究と実用化をつなぐに於いて重要な問題であると考えております。そういう点を取り上げたことを報告し、また現在だんだん学術会議の仕事も軌道に乗つて参りましたので、この学術会議の全能力をあげまして今後日本の研究体制、基本研究方針と申しますか、人口の推移あるいは経済

濟の状況、技術、資源、エネルギー、いろいろな面を総合的に各分科会を作つて長期研究計画の基本計画を、鋭意長期研究計画委員会に相当たくさん分科会を設け、非常に熱心にその成果をあげつづけております。おそろく本年中には一応の基本計画ができると思ひます。そうしましたら、政府に報告するか、あるいは国会等の御援助を仰ぐというよりなことも起つてくるかと思ひます。そういうことでよりよく軌道に乗り出しまして、会員が非常に熱心にやつておることを一例としてこの機会にお答えしたいと思ひます。

○委員長(飯島連次郎君) それから、もう一つお尋ねをいたします。日本学術会議と政府との連絡機関としての科学技術行政協議会、いわゆるスタックが今度なくなつて参る、すると、さなきだに私が前段質問を申し上げましたような事務が一そう希薄になつて参るのではないかと、いふ心配をいたすものであります。学術会議としては今度提案されております科学技術庁設置法によつて、この中に生れようとする企画調整局においてこの仕事をやりやうになればそれで、もう言うところはない、十分であるとお考えになりますか、どうですか。

○政府委員(本田弘人君) お答えいたします。新たにできる科学技術庁につきましては、学術会議として非常な関心を持つております。企画調整局で学術会議との連絡をとることに原案ではなつております。それと同時に、科学技術庁に科学審議会というのできて、科学に關する重要な事項を審議することになつておりますが、科学審議会が学術会議との連絡をとることが法文で

はつきりしたられるように衆議院で満場一致をうけることに修正されたことを喜んでおります。またそうあるべきであると考えておる次第であります。

○委員長(飯島連次郎君) ほかにございせんか。

○竹下豐次君 いろいろお尋ねしたいこともありますが、今日は時間が足りないと思ひますから、あとでまたお尋ねしたいと思ひます。

○委員長(飯島連次郎君) それでは今日はこれで散会をいたします。午後四時五十六分散会

二月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に關する法律案(衆)

国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に關する法律案

国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に關する法律

目次

第一章 總則(第一条—第八條)

第二章 補償並びに補償具の支給及び修理(第九條—第十八條)

第三章 補償の申請及び審査(第十九條—第二十條)

第四章 雜則(第二十一條—第二十八條)

附則

第一章 總則

第一条 この法律は、国立及び公立の義務教育諸学校の児童又は生徒

が当該義務教育諸学校の管理下において受けた災害に対する補償を迅速かつ公正に行うことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する国立及び公立の小学校、中学校並びに盲学校及び聾学校の小学部及び中学部をいう。

2 この法律で「児童」とは、学校教育法第二十三条に規定する学齢児童をいい、「生徒」とは、同法第三十九条第二項に規定する学齢生徒をいう。

3 この法律で「災害」とは、負傷、疾病、廃疾及び死亡をいう。

(文部省の権限)

第三条 文部省は、この法律の実施に関し、次に掲げる権限及び責務を有する。

一 この法律の完全な実施の責に任ずること。

二 この法律の実施に係る都道府県の教育委員会及び市町村の教育委員会の事務に関し、指揮監督し、調査し、必要な報告の提出を求め、及び調整を行うこと。

三 第二十条の規定による審査の請求を受理し、審査し、及び判定を行うこと。

四 その他この法律に定める権限及び責務

(実施機関)

第四条 文部省は国立の小学校、中学校又は盲学校若しくは聾学校の小学部若しくは中学部(以下単に

「国立の義務教育諸学校」という。)の児童又は生徒の災害について、都道府県の教育委員会は国立の義務教育諸学校以外の義務教育諸学校の児童又は生徒の災害について、この法律の実施に関し、この法律並びにこの法律に基づく政令及び文部省令の定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 災害が義務教育諸学校の管理下における災害であるかどうかを認定すること。

二 補償金額を決定し、及びその支払をすること。

三 補装具を支給し、及び修理すること。

四 その他この法律に定める権限

2 前項第一号の認定の基準に関し必要な事項は、政令で定める。

(国の損害賠償責任の免責)
第五条 国は、この法律による補償を行つた場合においては、同一の事由については、その金額の限度において国家賠償法(昭和二十二年法律第二十五号)又は民法(明治二十九年法律第八十九号)による損害賠償の責を免れる。

(第三者に対する損害賠償の請求)
第六条 国は、補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じた場合に補償を行つたときは、その金額の限度において、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が、当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、国は、その額の限度において補償の義務を免れる。

(補償を受ける権利)
第七条 義務教育諸学校の児童又は生徒(以下単に「児童又は生徒」という。)が、児童又は生徒でなくなつた後においても、この法律による補償を受ける権利は、影響を受けない。

2 補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることはできない。

3 この法律による補償を受けるべき者が、同一の事由につき、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)その他政令で定める法令に基いて療養の給付、療養費の支給その他この法律による補償に相当する給付を受けるべきときは、その額の限度において、この法律による補償は、行われない。

(過失相殺)
第八条 児童若しくは生徒又はその保護者(学校教育法第二十三条第一項に規定する保護者をいう。)の故意又は重大な過失によつて当該児童又は生徒が災害を受けたときは、国は、政令の定めるところにより、この法律による補償の全部又は一部を行わないことができる。

第二章 補償並びに補装具の支給及び修理

(補償の種類)
第九条 補償の種類は、次に掲げるものとする。

一 療養補償
二 障害補償
三 遺族補償

四 葬祭補償
五 打切補償

(療養補償)

第十条 国は、児童又は生徒が義務教育諸学校の管理下において負傷し、又は疾病にかつた場合において、療養補償として、療養に要する費用を支給する。

第十一条 前条の規定による療養の範囲は、次に掲げるものである。一 文部大臣の定める基準により療養上相当と認められるものとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

(障害補償)
第十二条 国は、児童又は生徒が義務教育諸学校の管理下において負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病がなおつたときに身体障害が存する場合においては、政令の定めるところにより、障害補償として、その障害の程度に応じた金額を支給する。

(遺族補償)

第十三条 国は、児童又は生徒が、義務教育諸学校の管理下において死亡した場合又は義務教育諸学校の管理下において負傷し、若しくは疾病にかかり、これにより死亡した場合においては、当該児童又は生徒の遺族に対して、遺族補償として、政令で定める金額を支給する。

2 前項の児童又は生徒の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 父母、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で、児童又は生徒の死亡当時、当該児童又は生徒を扶養していた者

二 父母、祖父母及び兄弟姉妹で、前号に該当しない者

3 前項に掲げる者の遺族補償を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第一号又は第二号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

4 遺族補償を受けるべき同順位の方が二人以上ある場合においては、遺族補償は、その人数によつて等分して行うものとする。

(葬祭補償)

第十四条 国は、児童又は生徒が、義務教育諸学校の管理下において死亡した場合又は義務教育諸学校の管理下において負傷し、若しくは疾病にかかり、これにより死亡した場合においては、その葬祭を行つた者に対して、葬祭補償として、政令で定める金額を支給する。

(打切補償)
第十五条 第十条の規定により補償を受ける児童又は生徒が、療養開始後三年を経過しても当該負傷又は疾病がなおらない場合においては、国は、打切補償として、政

令で定める金額を支給することができる。

2 前項の規定により打切補償を行う場合においては、国は、その後におけるこの法律による補償を行わない。

(補償の分割)

第十六条 補償を受けるべき者が希望する場合においては、第十二条又は前条の規定による補償は、これらの規定にかかわらず、分割して支給することができる。

2 前項の規定により補償の分割支給を開始した後、補償を受けるべき者が希望する場合においては、その残額を一時に支給しなければならない。

(補償金額の基準)

第十七条 第十二条、第十三条第一項、第十四条又は第十五条第一項の規定により支給する金額は、おおむね満十五歳の労働者の統計による賃金の額を基準として、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定を参しやくして、政令で定めるものとする。

(補償具の支給及び修理)

第十八条 国は、児童又は生徒が義務教育諸学校の管理下において負傷し、又は疾病にかかり、これにより政令で定める程度以上の身体障害の状態にある場合においては、申請により、当該児童又は生徒に義肢、義眼、補聴器等の補償具を支給し、又はこれを修理することができる。

2 国は、特別の事由があるときは、前項の支給又は修理に代えて、補償具の購入又は修理に要する費用を支給することができる。

て、補償具の購入又は修理に要する費用を支給することができる。

第三章 補償の申請及び審査

(補償の申請)

第十九条 この法律による補償を受けようとする者は、文部省令の定めるところにより、国立の義務教育諸学校の児童又は生徒の災害については、当該災害に係る国立の義務教育諸学校の校長及び当該義務教育諸学校を附置する国立大学の学長を経由して文部大臣に対し、国立の義務教育諸学校以外の義務教育諸学校の児童又は生徒の災害については、当該災害に係る義務教育諸学校の校長及び市町村の教育委員会を経由して都道府県の教育委員会に対し、補償の申請をしなければならない。

(審査)

第二十条 文部大臣又は都道府県の教育委員会が行う義務教育諸学校の管理下における災害の認定、補償金額の決定その他補償の実施について異議のある者は、文部省令の定めるところにより、文部大臣に対し、審査の請求をすることができる。

2 文部大臣は、前項の審査の請求があつたときは、すみやかにこれを審査して判定を行い、その結果を、文部大臣の行う補償の実施に係る審査の請求の場合にあつては本人に、都道府県の教育委員会の行う補償の実施に係る審査の請求の場合にあつては本人及び当該都道府県の教育委員会に通知しなければならない。

3 第一項の審査の請求は、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

第四章 雑則

(報告、出頭等)

第二十一条 文部大臣又は都道府県の教育委員会は、審査又は補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、診断を行い、又は検案を受けさせることができる。

(前項の規定により出頭した者は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第十四号)による旅費を受けることができる。)

2 前項の規定により出頭した者は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第十四号)による旅費を受けることができる。

(立入検査等)

第二十二条 文部大臣又は都道府県の教育委員会は、審査又は補償の実施のため必要があると認めるときは、当該職員をして、災害のあつた場所又は病院若しくは診療所その他必要な場所に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は補償を受けようとする者その他の関係人に対して質問させることができる。

2 前項の規定により当該職員がその職権を行う場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(時効)

第二十三条 補償を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 前項の時効の中断、停止その他の事項に関しては、民法の時効に関する規定を準用する。

(期間の計算)

第二十四条 この法律又はこの法律は基く政令に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

(非課税等)

第二十五条 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第二十六条 補償に関する書類は、印紙税を課さない。

(無料証明)

第二十七条 文部大臣、都道府県の教育委員会又は補償を受けようとする者は、災害を受けた児童若しくは生徒又は当該補償を受けようとする者の戸籍に関して、戸籍事務をつかさどる者又はその代理者に対して無料で証明を請求することができる。

(省令への委任)

第二十八条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、文部省令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年四月一日以後に発生した事故による災害について適用する。

(文部省設置法の一部改正)

2 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償の実施を管理すること。

第八条第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償の実施に関すること。

(教育委員会法の一部改正)

3 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十条第二号を次のように改める。

二 国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律(昭和三十一年法律第 号)の施行に関すること。

(地方財政法の一部改正)

4 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条の四に次の一号を加える。

十 公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に要する経費

(地方自治法の一部改正)

5 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第二号中(二)の次に次のように加える。

(二) 国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律(昭和三十一年法律第 号)の定め

るところにより、公立の義務
教育諸学校の児童及び生徒の
災害に対して、国の行う補償
の実施に関する事務を行うこ
と。

昭和三十一年三月五日印刷

昭和三十一年三月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局